



Roof Plus 社会還元プログラムメンバーズ倶楽部会則

第1条 (名称・事務局)

- (1) 本会は、「Roof Plus 社会還元プログラム」メンバーズ倶楽部と称する(以下、「本会」という)。
- (2) 本会は、一般社団法人 日本再生可能エネルギー地域資源開発機構(以下「RDo」という)が発起し、株式会社スマートエナジー(以下、「スマートエナジー」という)と、株式会社日本スマートエナジー認証機構(以下、「スマエネ認証機構」という)の協賛を得て発足し、運営を第 3 条(2)表示の団体等に委託するもので、事務局本部は RDo とスマートエナジーの両本社内に置く。

第2条 (本会の目的)

- (1) 本会は、中小企業の自家消費型太陽光普及に資する最先端スキーム(以下「Roof Plus」という)の開発、ならびに社会システム(以下「Roof Plus 社会還元プログラム」)の構築を通して、地方創生型・脱炭素社会の具現化支援を目的とする。
- (2) 本会は、裨益型、地域共生型再エネ普及を自ら実践し地域に貢献せんとする企業を評価、認定すると共に、実践事例の地域公開を通して SDGs ドミノ 伝播の具現化支援を目的とする。
- (3) 本会は、Roof Plus の普及をもって脱炭素社会を具現化すると共に、地域の環境価値活用を通して、幅広いローカル SDGs 活動を支援し社会共通の利益を図ることを目的とする。

※.裨益型取組み(例)

地域の大規模災害時に自社設置した自家消費型太陽光設備を地域住民の為の無償給電スポットとして開放する「SDGs 経営宣言」を行い、自らが地域防災拠点ネットワークの一員となってローカル SDGs に貢献せんとする取組み。

※.地域共生型取組み(例)

自家消費型太陽光設備の導入により創出した J クレジットの収益価値を活用し、自治体等が推薦する域内の幅広い SDGs 団体、プロジェクトを支援し地域社会共通の利益を図る取組み。

第 3 条 (本会の事業活動)

前条の目的を達成するために、次の事業活動を行う。



(1) Roof Plus、ならびに Roof Plus 社会還元プログラムの開発と運営

①.自家消費型太陽光設備等導入専用ファイナンススキームの開発、運営
②.自家消費型太陽光の遠隔監視と、CO2削減量計測報告スキームの開発、運営
③.太陽光発電設備とパワーコンディショナーの20年間保障サービスの開発
④.Jクレジットを活用した広範な地域SDGs活動支援事業の運営
⑤.SDGs会員、ならびにAdmired会員の審査、認定、公開制度の運営

(2) Roof Plus の運営主体

Roof Plus の運営は RDo が総括し前項個別事業の運営を以下の先に委託する。

①.RDo が別途指定するリース会社等
②.スマートエナジー、ならびに RDo が別途指定する先
③. RDo が別途指定する損害保険会社、ならびに保証会社等
④.スマートエナジー、スマエネ認証機構、ならびに RDo が別途指定する先
⑤.RDo、スマートエナジー、スマエネ認証機構

第4条(入会)

本会への入会は、RDo 指定機関(※)の審査を経て、本会の定めた入会手続きを行い事務局の承認を得るものとする。

※ 入会審査指定機関とは、RDo、スマートエナジーならびに RDo が指定する金融機関等。

第5条(会員の種類) 会員は次の3種とする。

(1)正会員

本会の事業を主体となって実施・運営するため入会した団体または法人

(2)賛助会員

地域中小企業への Roof Plus 啓蒙等で本会事業を賛助するため入会した地方公共団体、または法人等

(3)SDGs 会員

Roof Plus の活用をもってローカル SDGs を実践せんとする企業、団体のうち、本会の審査委員会に認定された団体または法人

(4)Admired 会員

SDGs 会員のうち、自社が創出する環境価値を活用して、自治体等の推薦する域内の幅広い SDGs 団体、またはプロジェクトを支援し地域社会共通の利益を図る取組を支援する会員で本会の審査委員会に認定された団体または法人



第6条（会員の会費）

SDGs 会員、Admired 会員の入会金、会費は永年無料とする。

(1) 入会金 : なし (2) 会費 : なし

第7条（役員）本会に次の役員をおく。

会長 1名、 副会長 1名、 事務局長 1名

第8条（除名）

会員が次のいずれかに該当した場合、会長は当該会員を除名することができる。

- (1) 本会則及び倫理基準、その他の規則に違反したとき
- (2) 法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

第9条（役員の任期）

- (1) 会長の任期は10年とする。ただし再任を妨げない。
- (2) 会長以外の役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。